

## (様式3の2)

## つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）の背景・経緯等

つくば市市民部男女共同参画室

## ○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

市では、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）を策定し、男女共同参画社会の実現にむけ、施策を展開してきました。同計画の計画期間満了に伴い、本市における男女共同参画社会づくりを着実に進めるために、これまで以上に焦点を絞った実効性の高い計画として、「つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）」を策定するものです。

また、本計画は、国が市町村に対して策定を求めている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止基本計画）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」を含めた計画とします。

## ○他の自治体の類似する計画等の事例

第4次男女共同参画基本計画  
茨城県男女共同参画基本計画（第3次）  
第3次土浦市男女共同参画推進計画  
第3次ひたち男女共同参画計画

## ○未来構想における根拠又は位置づけ

まちづくりの理念Ⅰ 人を育み、みんなで支え合うまち

## ○ 関係法令及び条例等

男女共同参画社会基本法  
茨城県男女共同参画推進条例  
つくば市男女共同参画社会基本条例  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

## ○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

- 1 男女共同参画社会づくりの基盤整備が進みます。
- 2 女性の活躍推進やより良い男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向け活動が推進されます。
- 3 一人ひとりの人権を尊重する意識の醸成を図ることができます。

パブリックコメント資料

ダイジェスト版  
DIGEST

# つくば市男女共同参画推進基本計画 (2018～2022)

つくば市

「つくば市女性行動計画」が生まれて20年  
私たちは、改めて「男女共同参画都市宣言」を見つめ  
「男女共同参画社会」づくりに邁進します

## 男女共同参画都市宣言

つくば市は、万葉の昔から続く悠久の歴史と豊かな自然に恵まれ、世界と日本の文化が溶けあう、人と自然と科学が調和しながら共存するまちです。

つくば市は、男女が互いに人権を尊重し、ともに個性と能力に応じて社会のさまざまな分野に参画し、義務も責任も協力してにない、いきいきと暮らすことができる社会をめざします。

私たちは、このつくば市に誇りを持ち、希望あふれる未来に向かってさらに発展し、世界に友情と平和の輪を広げることを願い、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 私たちは、男女が互いにひとりの人間として尊重しあい、自分らしく生きることのできるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女が家庭でも職場でも協力しあい、思いやりあふれる地域社会をつくり、ともに楽しむことのできるまち「つくば」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日

## 計画策定にあたって

「つくば市男女共同参画推進基本計画」の先駆けとなる「つくば市女性行動計画」が平成 9 年に策定されてから、20 年が経過しました。この間、国、茨城県そしてつくば市において、「男女共同参画社会」づくりに向け、様々な取り組みが行われてきました。

しかしながら、依然として配偶者等からの暴力やストーカー被害を受ける女性の存在は大きな社会問題であり、家庭や地域、職場など様々な場面における男女の地位の不平等感は、本市においても、いまだ払拭されていません。

そうした状況を踏まえ、「つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）」は、男女共同参画社会づくりの実効性を高めるために、これまで以上に焦点を絞った計画として策定するものです。

## 計画の位置づけ

- 本計画は、「つくば市男女共同参画社会基本条例」第 7 条の規定に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考え方と施策の方向性を具体的に示す計画です。
- 本計画は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV 防止基本計画）」を含みます。
- 本計画は、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」を含みます。

## 計画の期間

本計画は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間で計画期間です。

## 計画の基本理念

基本理念は次の5つです。

### ① 男女の人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。

### ② 男女の自立と多様な生き方の選択

男女が固定的な役割分担意識にとらわれることなく、ともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること。

### ③ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること。

### ④ あらゆる場面における情報や意思の円滑な交換

男女があらゆる機会や場面において、必要な情報や意思の交換が円滑にできるように配慮すること。

### ⑤ 国際的な理解と協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること。

## 計画の基本目標

### 基本目標1 男女共同参画社会の基盤整備

男女共同参画社会づくりの基本に立ち返り、男女共同参画社会の基盤整備を行うことを「基本目標1」とします。

### 基本目標2 あらゆる分野での活躍推進

社会での活躍を希望する女性の願いを現実に結び付けるために、仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備を「基本目標2」として進めます。

### 基本目標3 一人ひとりの人権の尊重

配偶者等からの暴力の根絶を図るとともに、暴力の被害を受けた人についてその保護や支援を進めます。また、性同一性障害者などへの差別解消を進め、すべての人が尊重される社会を目指すことを「基本目標3」とします。

## 基本目標 1 男女共同参画社会の基盤整備

さまざまな場面で「男性が優遇されている」との回答が「女性優遇」の回答を圧倒しており、平成 23 年の調査との比較で、男女の地位の平等感について、意識の上で停滞や後退がみられます。

	男性優遇とする回答の割合	
	平成 23 年調査	平成 28 年調査
(1) 家庭生活	48.1%	50.8%
(2) 職場	56.8%	56.2%
(3) 学校教育の場	12.4%	13.5%
(4) 政治の場	67.0%	68.2%
(5) 地域活動の場	43.0%	47.7%
(6) 社会通念・慣習・しきたりなど	74.2%	73.1%
(7) 法律や制度	40.2%	44.3%
(8) 社会全体	66.1%	68.2%

### 【1】広報・啓発活動のさらなる推進

男女共同参画意識を高めるために、会議やセミナーなどの機会を積極的に設け、広報紙やホームページなどの媒体やイベントなどあらゆる機会を活用するなどして、男女共同参画に関する啓発活動を推進します。

### 【2】男女共同参画意識醸成のための教育の充実

最も男女平等の環境が整っていると思われる学校教育の場が、その後の社会や家庭に引き継がれように、学校における男女共同参画の視点に立った教育の更なる充実を図ります。

### 【3】男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

災害の発生に備え、女性の視点を取り入れた防災体制を整えることは、非常時に厳しい立場に追い込まれやすい女性自身や子ども、高齢者や障害者などを守るために重要な取り組みであるとの視点に立ち、施策を推進します。

### 【4】国際的な男女共同参画の動向理解

世界 137 ヶ国からの 8 千人を超える外国人が暮らすという本市の利点を生かして収集した各国の男女共同参画に関する情報を市民に広く提供し、世界の動向についての理解促進を図ります。

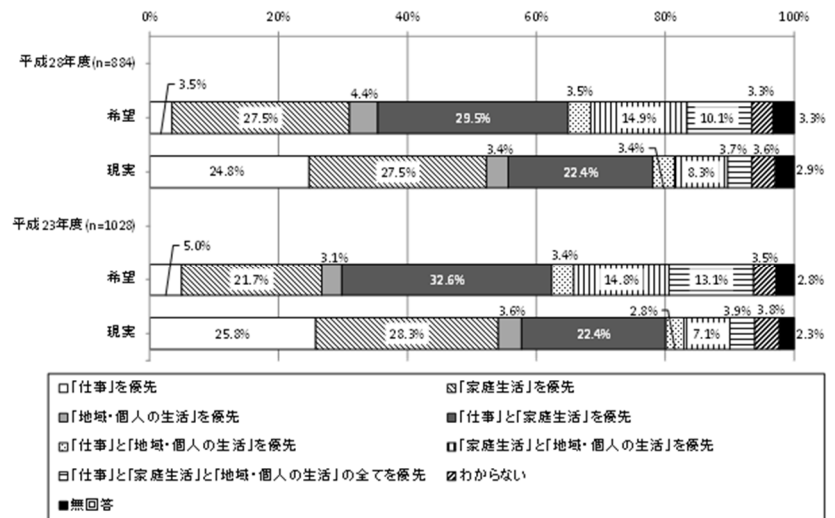


## 基本目標 2 あらゆる分野での活躍推進

市民意識調査において、生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度について、希望と現実のかい離は大きく、平成 23 年の調査から変化は見られません。

ワーク・ライフ・バランス適正化への取り組みが重要となっています。

【仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度（希望と現実）】



### 【1】職業生活における活躍推進

一人ひとりが職業生活において活躍するために、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定が努力義務の事業主に対し、計画策定に必要な情報を提供するなどの啓発活動に努めます。また、就業や起業を目指す人への支援や農業や理工系の分野などでの女性の活躍促進に向けた支援を行います。

### 【2】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境整備

ワーク・ライフ・バランスを適正なものとするために、男性が家事や育児や介護の能力向上が図れるよう具体的な働きかけを行うとともに、事業所に対して育児休業・介護休業を取得しやすい労働環境改善のための支援制度や事例の紹介を行います。

### 【3】市政における女性の参画促進

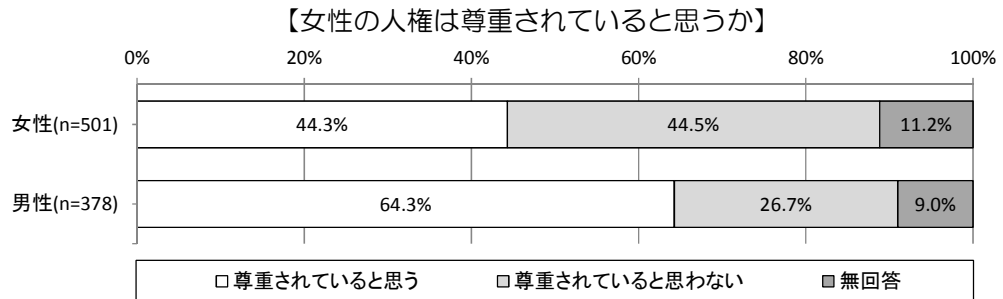
市の施策を全ての市民に対しよりよいものとするために、女性が市政の方針や施策の決定に関わり、その意見がより反映されるよう、審議会等において女性委員が活動しやすい環境づくりを推進します。

### 【4】市と市職員が率先して行う取り組み

行政は、男女共同参画を推進するために、市民や事業所への啓発を行うだけでなく、男女共同参画において特に重要な施策に率先して取り組み、その成果と課題解決への取り組みを市全域へと展開します。

### 基本目標3 一人ひとりの人権の尊重

市民意識調査において、女性の人権が「尊重されていると思う」男性は64.3%いますが、女性では44.3%に留まり、男女間での認識に大きな違いが現れています。



また、DVを相談しなかった理由として、相談することへの信頼感の不足やDVは重大な人権侵害であるとの理解が浸透していないことがあり、対応が求められています。

#### 【1】配偶者等暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）根絶のための啓発

DVを根絶するために、様々な機会や媒体を利用し、周知・啓発活動を行います。

#### 【2】相談体制の充実と被害者の保護

DVを受けた被害者が安心・信頼して相談できる体制づくりのために、相談に対応する相談員の資質の向上を図るとともに、被害者を保護する体制の整備を推進します。

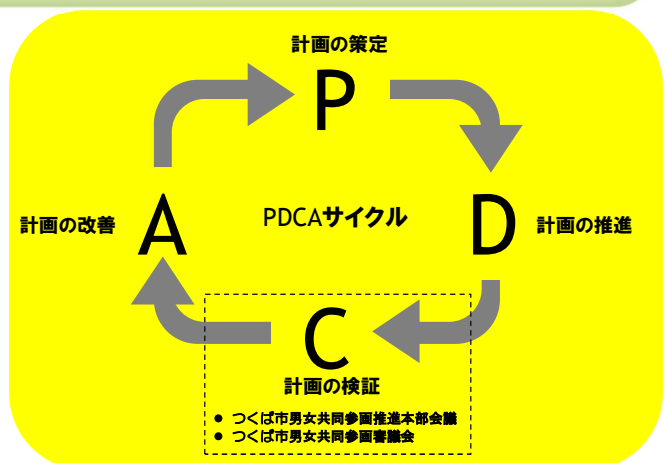
#### 【3】性に関する差別の解消

性的指向や性同一性障害が差別につながらないように適切な情報発信に努めるとともに、現実に問題を抱えている人への支援を行います。

### 計画の推進体制

効果的に本計画を推進するため、全庁的に男女共同参画推進体制を強化するとともに、市民や関係機関と連携、協力をする体制を構築しながら、男女共同参画社会を担う人材の育成に努めます。

また、計画の進行管理は、PDCAサイクルによって行います。





## 男女共同参画に係る相談窓口

### つくば市女性のための相談室

- 女性のための電話相談 \*女性相談員が対応  
☎ 029 (856) 5630 (毎月第1~4月曜日 10:00~16:00)
- 女性のための面談相談 (予約制)  
予約☎ 029 (854) 8515
  - 一般相談 毎月第1・2・3・4火曜日 10:00~16:00  
女性を取り巻くさまざまな問題についての相談
  - 心と生き方相談 毎月第1・2・3・4水曜日 10:00~16:00  
女性カウンセラーによる心の整理のお手伝い
  - 法律相談 毎月第2・3木曜日 13:30~15:30

「心と生き方相談」と「法律相談」は、事前に「一般相談」又は「電話相談」をお受け下さい。

### つくば市男性のための電話相談 \*男性相談員が対応

【対象】つくば市在住, 在勤, 在学の男性

相談内容: 夫婦関係や家族, 人間関係, 仕事, 生き方などの悩みに関する相談

相談日, 電話番号については, つくば市ホームページにてご確認ください。

### 女性プラザ男女共同参画支援室 ☎ 029 (233) 3982 (平日 9:00~17:00)

相談内容: 起業, 再就職, 地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談

### 茨城県女性相談センター (茨城県配偶者暴力相談支援センター)

☎ 029 (221) 4166 (平日 9:00~21:00 土日祭日 9:00~17:00)

相談内容: 女性に関する相談, 配偶者等からの暴力に関する相談

### 茨城県警察女性専用相談電話 ☎ 029 (301) 8107 \*女性警察官が24時間対応

相談内容: DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談

### 茨城県警察県民安心センター

☎ #9110 又は 029 (301) 9110 (24時間受付)

相談内容: 犯罪等による被害の未然防止に関する相談・安全と平穏についての相談

### 茨城県警察「勇気の電話」

☎ #8103 又は 029 (301) 0278 (平日 8:30~17:15)

相談内容: 性犯罪被害相談

### 厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室

☎ 029 (277) 8295 (平日 8:30~17:15)

相談内容: 職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談



つくば市

発行

つくば市市民部市民活動課男女共同参画室

平成30(2018)年3月

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1

TEL 029-883-1111

URL <http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/>